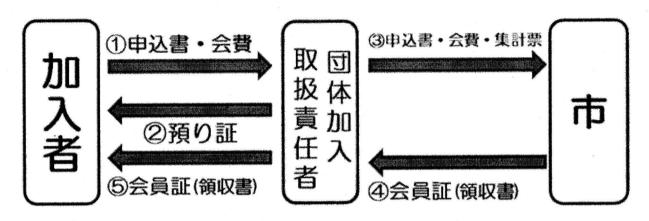
福島県市民交通災害共済 団体(町内会)加入取扱について

■団体加入の取り扱い

市民交通災害共済は個人加入のほか、団体(町内会等)を通して加入できます。



町内会長さん(班長さん)等が皆さまのお宅を伺い、加入申込書等を配布します。加入を希望される方は「申込書兼会員証」にご記入のうえ、加入人数分の会費を添えて担当の方にお預けください。

≪ 説明 ≫

- ①団体加入取扱責任者(各町内会長等)が、加入者から「**申込書兼会員証」** (3枚とも)と会費を預かり、
- ②会員証をお渡しするまでの一時預かりとして「預り証」を発行します。
- ③団体加入取扱責任者は、「申込書兼会員証」と会費を集計票により取りまとめ市(生活課)へ加入申込みをします。
- ④市(生活課)は、記載事項を確認し会員証(領収書)を団体加入取扱責任者へ お渡しします。
- ⑤団体加入取扱責任者から会員証(領収書)を加入者へお渡しします。
 - ○交通事故(自転車・バイク等の自損事故も含む)は、 速やかに警察へ届出をしてください

見舞金の請求を忘れていませんか?



お手続きに関しては生活課までお問合せ下さい [問合せ先] 福島市役所生活課 電話525-3787

